

○取材（見学）者等が隊内に宿泊する場合の電気料等の徴収について（通知）

昭和57年5月28日

海幕経第2138号

改正 平成14年12月19日 海幕経第6621号

海上幕僚監部経理補給部長から各部隊の長・各機関の長あて

標記について、下記のとおり定められ、57.7.1から実施することとされたので通知する。

記

1 徴収の対象者

海上自衛隊の広報活動の実施に関する達（昭和37年海上自衛隊達第5号）第21条第1項に規定する取材（見学）者等

2 徴収区分及び金額

区 分	徴 収 金 額 (円)	備 考
電気料	$\{ (1人1泊当たりの使用電力量) \times (電力量料金の単価) \pm (1人1泊当たりの使用電力量) \times (燃料費調整の単価) \} \times (1 + 消費税率)$ 1人1泊当たりの使用電力量 1 冷房期間中	1 都市給電における電力量料金及び燃料費調整の単価は、電力会社が定めた平日昼間の季節別時間帯別単価及び燃料費調整単価とする。 2 自隊給電における電力量料金の単価は、自
	取材（見学）者等 1人1泊当たり	

が宿泊する場所		の使用電力量
都市 給電	冷房を有する部屋等	4 K w h
	冷房を有しない部屋等	2 K w h
自隊 給電	冷房を有する部屋等	4 K w h
	冷房を有しない部屋等	2 K w h
艦 船		2 K w h

2 冷房期間外
1人1泊当たり 2 K w h

隊給電単価とする。

3 艦船における電力量料金及び燃料費調整の単価は、定係港（基地又は総監部）の電力会社が定めた平日昼間の季節別時間帯別単価及び燃料費調整単価とする。

上水道料 $0.229 \text{ m}^3 \times$
 （上水道料金の基地単価） \times
 （1 + 消費税率）

注：0.229 m^3 は1人1泊当たりの
 使用量（給水量）

1 自隊給水の部隊等は、自隊給水単価を基地単価とする。

2 浄化槽汚水処理の部隊等は、次のとおりとする。

(1) し尿浄化槽（合併型）処理部隊は、し尿浄化槽（合併型）使用単価を基地単価

下水道料
 （汚水処理料） $0.172 \text{ m}^3 \times$
 （下水道料金の基地単価） \times
 （1 + 消費税率）

	注：0.172 m ³ は1人1泊当たりの処理量（汚水量）		とする。 (2) し尿浄化槽（単独型）処理部隊は、し尿浄化槽（単独型）使用単価を1人1泊の定額とする。 3 艦船については、定係港の基地（又は総監部）の上水道料及び下水道料とする。 4 給水量及び汚水量は防衛施設庁の「土木工事設計基準等」「下水道施設設計要領」、総務省の「国勢調査報告」及び厚生労働省の「水道統計」各資料による。
燃 料 費	北海道地区	1人1泊 139円	冬期暖房期間中に限る。
	北海道地区以外の寒冷地手当支給地区	1人1泊 112円	
	その他の地区	1人1泊 84円	

3 事務処理要領

- (1) 広報実施担当官は、事実発生の都度債権発生通知書を作成し、当該部隊等を所掌する歳入徴収官に通知する。
- (2) 歳入徴収官は、前号に基づき、納入告知書又は口頭告知により取材（見学）者等に納入の告知を行い、納付期限までに国庫に納入させる。
- (3) 歳入の科目は（目）雑収、債権の科目は（目）費用弁償金債権として処理する。